

熊本都市計画地区計画の決定（合志町決定）

都市計画黒石原東地区地区計画を次のように決定する。

名 称	黒石原東地区地区計画
位 置	菊池郡合志町大字豊岡字大摩原 2000-467 他4筆
面 積	約1.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は黒石原台地東側に位置し、既存の泉ヶ丘・笛原団地の北側に隣接した地区である。 今後良好な住宅地として整備が行われる予定の地区であり、群山の緑が眺望できる良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針 良好な低層住宅地としての形成に努める。
	地区施設の整備方針 地区施設として道路及び公園を適切に配置する。
	建築物等の整備方針 居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、高さの最高限度などの設定、及び景観上、壁面の位置並びに、かき又はさくの制限を行う。

地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長		
		区画道路	6.0m	約330m			
公園		名称	面積				
		黒石原東地区公園	約500m ²				
地区計画整備計画	建築物等に関する事項	用途の制限	(1)一戸建専用住宅 (2)一戸建兼用住宅 (ただし併用部分の規模、用途は建築基準法別表第二の(い)項を摘要する。 ※建売住宅(農地部)及び分譲宅地(宅地部)				
		容積率の最高限度	8／10				
		建ペイ率の最高限度	4／10				
		高さの最高限度	10m				
		最低区画面積	200m ²				
	壁面位置の限度	建築物の壁もしくはこれに代わる柱又は高さ2mを越える門又はへいは、壁面線(区画道路又は隣地境界線から1m後退した線)を越えて建設してはならない。					
		(1)道路に面する側のかき又はさくは、つぎの各号に掲げるものとする。(但し、道路境界線より0.5m以上離れたものはこの限りではない) ①生垣 ②道路面中心からの高さが1.5m以下のさく					
	建築物の形態若しくは意匠の制限	・建築物の意匠、形態は、周辺地域の環境・景観に調和すること。					
備考			・区域は、計画図表示のとおり				